

福岡県行動援護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年1月1日

福岡県行動援護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱の一部を改正する要綱
福岡県行動援護従業者養成研修事業指定事務取扱要綱の一部を次のように改正する。
別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第8号様式、
別記第10号の1様式、別記第10号の2様式、別紙3及び別紙4を別添のとおり改める。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。